

人は出生により縁あって親子になり、兄弟になり、そして配偶者を持ち、多くの思い出を共有していきます。ですが、このように縁があつて家族になつたにもかかわらず、

介護、再婚…生前に対策

「争族」になるご家族もいます。今回は争族になりやすいご家族の特徴についてお話ししたいと思います。

まず、相続人の中に介護をしている人とそうでない人がいる場合が挙げられます。高齢者の介護には大変な労力と精神力が必要となります。このため、介護をした者とそのでない者との間で遺産の取り分でお話し合いがまとまらず、争いになることがあります。

次に、再婚をしている場合が挙げられます。離婚をした後に再婚をした場合、後妻に2分の1の相続権が発生しますが、後妻と前妻との子供たちとの間で争いが生じるこ

とがあります。

そして、主な相続財産が自宅不動産だけという場合も争いが生じやすい場合といえます。不動産は基本的に物理的に分割できないため、遺産分

割の際に金銭で調整する必要があるですが、財産の中にまとまった預貯金等がない場合には調整が難しくなります。

もちろん、このようなご家族であるからとい



イラスト/小林隆一

SHINOTSUKI GRAPHICS

て当然争族になるとは限りません。争族にならないためには生前から家族間でコミュニケーションをとり、良好な関係を築いておくことが大切です。

また、生前の相続対策も大切です。具体的には、法律上の財産配分を考慮した上で、理由を明確にした遺言を作成するという方法や、財産が自宅不動産だけという場合には、生命保険を利用して代償金を用意する等の方法もあります。

培ってきた家族の歴史はかけがえないものであり、きれいなまま残してあげたいものです。争族にならないために、生前の相続対策については専門家に相談ください。

(終活アドバイザー・弁護士・関口久美子)